

協議第7号

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

平成17年2月23日提案

笠間市・友部町・岩間町合併協議会

会長 磯 良 史

調 整 方 針 ( 案 )

平成17年 月 日確認

## 参 考 ( 現 況 等 )

## 1 現況

## ( 1 ) 現況

	笠 間 市	友 部 町	岩 間 町
法定定数	26 人	26 人	22 人
条例定数	15 人	22 人	16 人
現行議員数	15 人	22 人	16 人
任 期	平成20年 1月14日	平成19年12月31日	平成19年11月22日

\* 法定定数は上限。

## ( 2 ) 合併後の法定定数

	人 口	合 計	法定定数
笠間市	30,076 人	82,358 人	30 人
友部町	35,557 人		
岩間町	16,725 人		

\* 法定定数は上限

(資料出所(人口): 平成12年国勢調査)

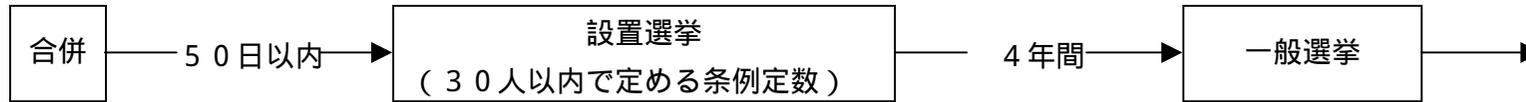
参 考 ( 現 況 等 )

2 特例措置の概要と適用事例

( 1 ) 特例措置の適用なし

3市町の議会の議員はすべて失職する。地方自治法(昭和22年法律第67号)第91条の規定に基づきその定数を条例で定め、合併後50日以内に新たな議員の選挙を行う。

【適用事例】

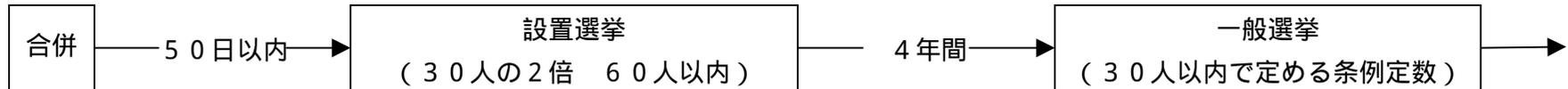


( 2 ) 定数特例(市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第6条第1項の適用)

3市町の議会の議員はすべて失職する。合併関係市町の協議により、設置選挙により選出される議員の任期に限り、地方自治法第91条第2項に規定する上限数(30人)の2倍の範囲内で議員定数を定め、合併後50日以内に新たな議員の選挙を行う。

この場合、特例定数とは別に、3市町の協議により、あらかじめ合併後の市の議会の議員の定数を定めることも必要となる。

【適用事例】



( 3 ) 在任特例

3市町の協議により、現在の議会の議員で合併後の議会の議員の被選挙権を有することとなる者全員が、合併後2年以内の期間、引き続き合併後の議会の議員として在任することができる。

この場合、特例定数とは別に、3市町の協議により、あらかじめ合併後の市の議会の議員の条例定数を定めることも必要となる。

【適用事例】



## 参 考 ( 現 況 等 )

### 3 関係法令 ( 抜粋 )

#### ( 1 ) 地方自治法

( 市町村の議会の議員の定数 )

第 9 1 条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。

( 1 ) ~ ( 3 ) 略

( 4 ) 人口 1 万以上 2 万未満の町村 2 2 人

( 5 ) 人口 5 万未満の市及び人口 2 万以上の町村 2 6 人

( 6 ) 人口 5 万以上 1 0 万未満の市 3 0 人

( 7 ) ~ ( 1 1 ) 略

3 略

4 第 1 項の規定による議員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ、これを行うことができない。

5 第 7 条第 1 項又は第 3 項 ( 市町村の廃置分合の規定 ) の規定による処分により、著しく人口の増減があった市町村においては、前 2 項の規定にかかわらず、議員の任期中においても、議員の定数を増減することができる。

6 略

7 第 7 条第 1 項の規定により市町村の設置を伴う市町村の廃置分合をしようとする場合において、その区域の全部又は一部が当該廃置分合により新たに設置される市町村の区域の全部又は一部となる市町村 ( 以下本条において「設置関係市町村」という。 ) は、設置関係市町村が 2 以上のときは設置関係市町村の設置関係市町村の協議により、設置関係市町村が 1 のときは当該設置関係市町村の議会の議決を経て、あらかじめ、新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めなければならない。

8 略

9 前項の規定により告示された新たに設置される市町村の議会の議員の定数は、第 1 項の規定に基づく当該市町村の条例により定められたものとみなす。

1 0 第 7 項の協議については、設置関係市町村の議会の議決を経なければならない。

( 任期 )

第 9 3 条 普通地方公共団体の議会の議員の任期は、4 年とする。

## 参 考 ( 現 況 等 )

### ( 2 ) 公職選挙法 ( 昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号 )

#### ( 地方公共団体の議会の議員の選挙区 )

##### 第 1 5 条 略

##### 2 ~ 5 略

6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。但し、地方自治法第 2 5 2 条の 1 9 第 1 項の指定都市 ( 以下「指定都市」という。 ) については、区の区域をもって選挙区とする。

7 第 2 項、第 3 項又は前項の規定により選挙区を設ける場合においては、行政区画、衆議院 ( 小選挙区選出 ) 議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。

8 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。

##### 9 略

#### ( 一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙 )

##### 第 3 3 条 略

##### 1 ~ 2 略

3 市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法 7 条第 6 項の告示による当該市町村の設置の日から 5 0 日以内に行う。

##### 4 ~ 5 略

### ( 3 ) 市町村の合併の特例に関する法律

#### ( 議会の議員の定数に関する特例 )

第 6 条 新たに設置された合併市町村にあつては、地方自治法第 9 1 条第 2 項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する数の 2 倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を定めることができる。ただし、議員がすべてなくなったときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。

##### 2 ~ 7 略

8 第 1 項、第 2 項又は第 5 項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

参 考 ( 現 況 等 )

( 議会の議員の在任に関する特例 )

第7条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第91条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。ただし、第3項において準用する前条第5項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなったときは、この限りでない。

( 1 ) 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後2年を超えない範囲で当該協議で定める期間

( 2 ) 略

2 前項の規定は、前条第1項又は第2項の協議が成立した場合には適用しない。

3 略

4 前条第8項の規定は、第1項又は前項において準用する同条第5項の協議について準用する。

4 先進地事例

合併(予定)年月日	新市町村名	合併関係市町村	協議の内容
平成17年 2月 1日	城里町	常北町, 桂村, 七会村	(1)議会の議員の任期については、市町村の合併の特例に関する法律(昭
平成17年 3月22日	坂東市	岩井市, 猿島町	1市1町の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1
合併(予定)年月日	新市町村名	合併関係市町村	協議の内容

参 考 ( 現 況 等 )

合併(予定)年月日	新市町村名	合併関係市町村	協議の内容
平成17年 3月22日	稲敷市	江戸崎町, 新利根町 桜川村, 東町	<p>(1) 議会の議員については, 市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。)第7条第1項第1号の規定を適用し, 合併後1年9ヶ月間(平成18年12月21日まで)引き続き新市の議会の議員として在任する。</p> <p>(2) 新市の議会の議員の定数は, 26人とする。</p>
平成17年 3月28日	筑西市	下館市, 関城町, 明野町 協和町	<p>市町の議会の議員は, 市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。)第7条第1項第1号の規定を適用し, 平成19年3月27日までの2年間引き続き新市の議会の議員として在任する。なお, 新市の議会の議員定数は, 34人とする。</p>
平成17年 3月28日	かすみがうら市	霞ヶ浦町, 千代田町	<p>両町の議会の議員は, 市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。)第7条第1項第1号の規定を適用し, 平成19年1月27日までの1年10ヶ月間, 引き続き新市の議員として在任する。なお, 新市の議員定数は26人とする。</p> <p>また, 新市の2回目の選挙における議員定数については, 新市において検討するものとする。</p>
平成17年 9月 2日	行方市	麻生町, 北浦町, 玉造町	<p>1 3町の議会議員は, 合併特例法による在任特例を適用し, 合併後平成19年3月31日まで, 引き続き新市の議会議員として在任する。</p> <p>2 在任特例後の新市の議会議員の定数は, 24人とする。</p>
平成17年10月 1日	桜川市	岩瀬町, 真壁町, 大和村	<p>2町1村の議会議員は, 市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し, 合併後2年間引き続き新市の議会の議員として在任する。</p> <p>合併特例法第7条第1項第1号の規定適用後の議員の定数は, 26人とする。</p>